

News Release

2015年9月8日

会社名 パイオニア株式会社
代表者名 代表取締役兼社長執行役員 小谷 進
(コード 6773 東証第一部)
問合せ先 取締役兼常務執行役員 川村 雅弘
(電話 044-580-3211)

証券取引等監視委員会による当社元従業員に対する課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社元従業員による内部者取引について金融商品取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対し、課徴金納付命令を发出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

当社は、日頃から社内規程に基づいて内部者取引の防止に注力してまいりましたが、このような事態が発生したことは誠に遺憾であり、株主・投資家をはじめとする全ての関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

1. 勧告を受けた事由の概要

勧告によると、課徴金納付命令の対象者である当社元従業員は、当社が2013年8月6日に公表した2014年3月期業績予想の下方修正を事前に知り、当該事実が公表される前に当社株式5,000株を96万5千円で売り付け、また、2014年6月24日に公表したホームAV事業における資本・業務提携に関する基本合意を事前に知り、当該事実が公表される前に当社株式10,000株を221万円で、オンキヨー株式会社の株式10,000株を149万円で買い付けたものです。

以上の行為が、金融商品取引法第175条第1項に規定する「第166条第1項又は第3項の規定に違反して、同条第1項に規定する売買等をした」行為に該当するものと認められました。

上記の法令違反に対し、当該元従業員が金融商品取引法に基づき納付を勧告されている課徴金の額は、96万円です。

2. 当社元従業員への処分について

社内調査等の結果、法令および社内規程違反の事実が確認されたため、本人を既に解雇処分といたしました。

3. 当社の対応について

当社では、社内規程「内部者取引防止基本規程」に基づき、グループ全ての役員および従業員による当社株式の売買に関して厳格に規制しております。各四半期決算期日の翌日から決算発表までの期間を当社株式の売買全面禁止とする旨、その都度電子メールにより

通知し、その配信対象もグループ会社まで含めた全役員および全従業員をカバーするなど、周知徹底を図っております。また、Eラーニングによる役員・従業員に対する内部者取引防止教育、機密厳守の確認書の提出、内部通報制度の周知、役員の自社株取引の結果報告制度等を実施しております。

そのような中でこの事態が起きたことは誠に遺憾であり、今後、社内ルールを周知徹底するとともに、役員・従業員のコンプライアンス教育の一層の充実を図り、内部者取引の再発防止に努めてまいります。

以 上